

Q: 「働き方改革」って 何から始めればいいの？

そのようなときは. . .

A: 監督署の「相談・支援班」をご活用ください。



担当者が訪問して、丁寧にお答え・説明します！

～ 訪問支援を受けるメリット ～

- ！ 残業や所定労働時間が法に合っているかチェックします。
具体的には、1週40時間以内、1日8時間以内になっているかなどを確認します。
問題があった場合には、改善のためのアドバイスは行いますが、指導は行いません。
- ！ ご要望があれば、会社に合った労働時間制度の就業規則規定例や36協定記入例を提供します。
訪問支援により提供するものは、あくまでも例ですので、利用するときは十分ご検討の上でご利用ください。
- ！ 会社の実態に応じて利用可能な助成金をご案内し、労働局の担当部署へ取り次ぎます。

プロからのアドバイスを受ける絶好のチャンスです！
お悩みを聴き、解決策をご提案するサービスですので、
安心してご相談いただけます。

訪問支援のご希望をFAXで申し込まれる際は、裏面に
御記入し、最寄りの監督署までお送りください。



「働き方改革」を進めていただくための 労働時間相談・支援班 訪問支援申込書

次のとおり、訪問支援を希望します。

事業場名称				
事業場所在地				
担当者	役職名		氏名	
電話番号	— —		内線	
訪問支援希望日 ※ 丸印や希望日を 御記入ください。	① いつでもよい (事前調整の上、お伺いいたします。)			
	② 希望日がある (やむを得ず、希望日以外の日とさせていただく場合があります。)			
	第1希望	年	月	日
	第2希望	年	月	日
	第3希望	年	月	日

申込用紙は、FAX、持参、郵送等により最寄りの労働基準監督署あてお出してください。

各労働基準監督署のFAX番号

仙台監督署 022-299-9078

石巻監督署 0225-22-3368

古川監督署 0229-23-7968

大河原監督署 0224-53-2188

瀬峰監督署 0228-38-3132

また、訪問支援は、電話での申込も受け付けております。

各労働基準監督署の電話番号

仙台監督署 022-299-9072

石巻監督署 0225-22-3365

古川監督署 0229-22-2112

大河原監督署 0224-53-2154

瀬峰監督署 0228-38-3131

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ⌚ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ⌚ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ⌚ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ⌚ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、**お近くの労働基準監督署**にお問合せ下さい。



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、宮城県の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 宮城県の労働基準監督署の所在地・電話番号は、宮城労働局HPに掲載しています。

宮城労働局

検索

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。



働き方改革推進支援センターのご案内(平成30年5月7日から業務開始)

「非正規雇用労働者の処遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。

◆社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供します。

◆セミナー、出張相談会も随時開催します。

連絡先
住所：仙台市青葉区本町
1-9-5五城ビル4階
電話：0120-750-573



時間外労働等改善助成金のご案内 (平成30年4月～)

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることを支援します。

お問合せは宮城労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

お問合せは宮城労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問合せは宮城労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

お問合せはテレワーク相談センターまで

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。

詳しくは以下のURLのほか、宮城労働局までお問い合わせ下さい。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」

◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも